

使用済家電のフロー推計について

フロー推計の対応について

■ フロー推計に当たっては、過去のとりまとめ・ご指摘を踏まえて対応する必要

● 審議会におけるとりまとめと主なご指摘

(1) 審議会におけるとりまとめ

・・・国は、これらの施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、小売業者による引取り・引渡し
の状況や家電リサイクル法ルート以外のルートにおける
処理の状況などの排出家電のフローや家電不法投棄の
状況について引き続き情報の把握に努める必要がある。

【家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する
報告書(平成20年2月)から抜粋】

(2) 審議会での主なご指摘

- ・継続的な調査、モニターの必要性
- ・小売業者経由の取扱状況の確認の必要性
- ・「リユース向け販売」や「資源回収」量の精査
- ・海外向けリユースと貿易統計データとの乖離
- ・他のフローの存在
(知人への譲渡、退蔵、建築解体時の回収)

● より信頼性の高い推計方法の検討

既存統計・調査データがない部分について、より信頼性の高い推計方法について検討する必要

【過去に実施した推計における基本の方針】

○ 既存統計・調査データがある場合

行政等による統計・調査データを活用

- ・ 製造業者等による再商品化台数
- ・ 不法投棄台数
- ・ 地方公共団体による引取台数／一般廃棄物としての処理台数
- ・ 家庭又は事業者からの排出台数

○ 既存統計・調査データがない場合

アンケート調査や既存文献等による推計値を活用
各フローポイントの引取・引渡割合を把握し推計

より信頼性の高い推計に向けて検討

より信頼性の高い推計方法の検討について(1)

■ 合同会合報告書に記載したフロー推計結果から、以下のような問題意識(例)で検討

●(例1)リユース向け販売等への引渡しについて

- ① 小売業者による引取り 1,720万台のうち、製造業者等への引渡しは 1,055万台(約6割)であり、残りはリユース向け販売や資源回収への引渡しと推計されている。
- ② 他方、一部小売業者からの報告徴収等の結果(資料4)を勘案すると、小売業者が引き取った廃家電のほとんどは、製造業者等に引き渡されているとも推察される。
- ③ 小売業者以外からのフローも含めると、例えばリユース向け販売は 697万台と推計されたが、うち海外向けの推計値は、貿易統計の値と比べ 257万台の乖離がある。



リユース向け販売や資源回収への引渡しについて、信頼性を高めるため、より有効な推計ができないか。

例えば小売業者からの引渡しについて、アンケート調査以外の推計方法で活用できるものがないか、アンケート調査やヒアリングによる場合どのような精緻化の工夫が可能か、等の観点から、精査できないか。

●(例2)家庭又は事業所からの排出について

- ④ 上記②のとおり、小売業者が引き取った廃家電のほとんどは製造業者等に引き渡されているとも推察されるが、推計値によると、両者には数百万台規模の乖離がある。(1,720-1,055=665万台)
- ⑤ この小売業者による引取り 1,720万台は、家庭又は事業所からの排出台数に、消費者向けアンケートによる引渡比率をかけて推計したものである。(同様に、小売業者以外の引渡先も、それぞれ比率をかけて推計。)



(小売業者による引取りをはじめとする)家庭又は事業所からの排出について、信頼性を高めるため、より有効な推計ができないか。

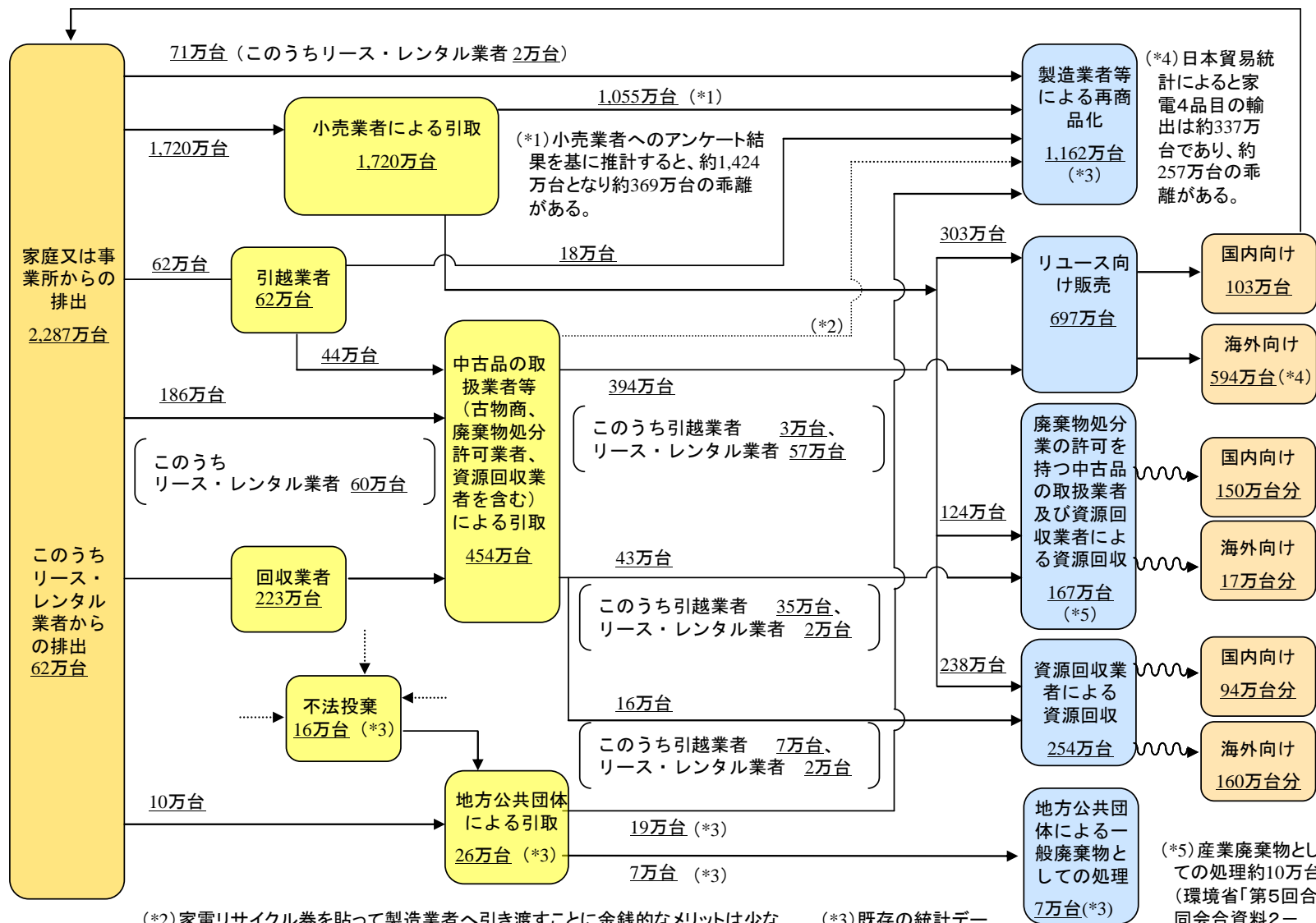
例えば、アンケート調査以外の推計方法で活用できるものがないか、また、実際に相応の量が存在するポイントの調査漏れがないか等の観点から、精査できないか。

より信頼性の高い推計方法の検討について(2)

■ 精緻な実態把握に向けて、より信頼性の高い推計方法について検討する必要

	合同会合報告書に記載した フローの推計時の方法	推計に当たっての課題	今後の対応に当たっての留意点等
● <u>小売業者 による引取り ／からの引渡し</u>	<p>【引取り】消費者アンケートにより、小売業者への引渡比率を推計。</p> <p>【引渡し】製造業者等の再商品化台数(既存値)から、消費者・引越業者・自治体からの持込み(アンケート結果)を差し引いて推計。</p>	<p>【引渡し】小売業者から製造業者等への引渡比率(アンケート結果)を用いた推計値との乖離が発生。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケート以外の推計方法はないか。 アンケートやヒアリングによる場合、どのような精緻化の工夫が可能か。(特に引渡しについて、推計方法間の乖離が減る把握方法がないか。)
● <u>リユース 向け販売、 資源回収</u>	<p>アンケート結果(小売業者、中古品の取扱業者、引越業者、リース・レンタル業者)により引渡比率を推計。</p>	<p>関連する統計データ(例:貿易統計)や市場規模に関する相場観との乖離が発生。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケート以外の推計方法はないか。 アンケートやヒアリングによる場合、どのような精緻化の工夫が可能か。 <p>cf 20年度経産省推計では、建築解体業者へのヒアリングを追加。</p>
● <u>中古品の 取扱業者に よる引取り</u>	<p>アンケート結果(消費者、リース・レンタル業者、引越業者)による引渡比率に、回収業者の引取台数を加えて推計。</p>		
● <u>フロー ポイントの 追加</u>	<p>以下について設定。 (小売業者、中古品の取扱業者、地方公共団体、引越業者、回収業者、リース・レンタル業者、資源回収業者、製造業者等)</p>	<p>相応の量が実在するポイントの調査漏れが存在。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他に把握すべきポイントはあるか。 <p>cf 20年度経産省推計では、消費者の「退蔵」及び「知人へ譲渡」や、「建築解体時の回収」を追加。</p>

(参考1) 合同会合報告書に記載したフロー推計結果(4品目合計)

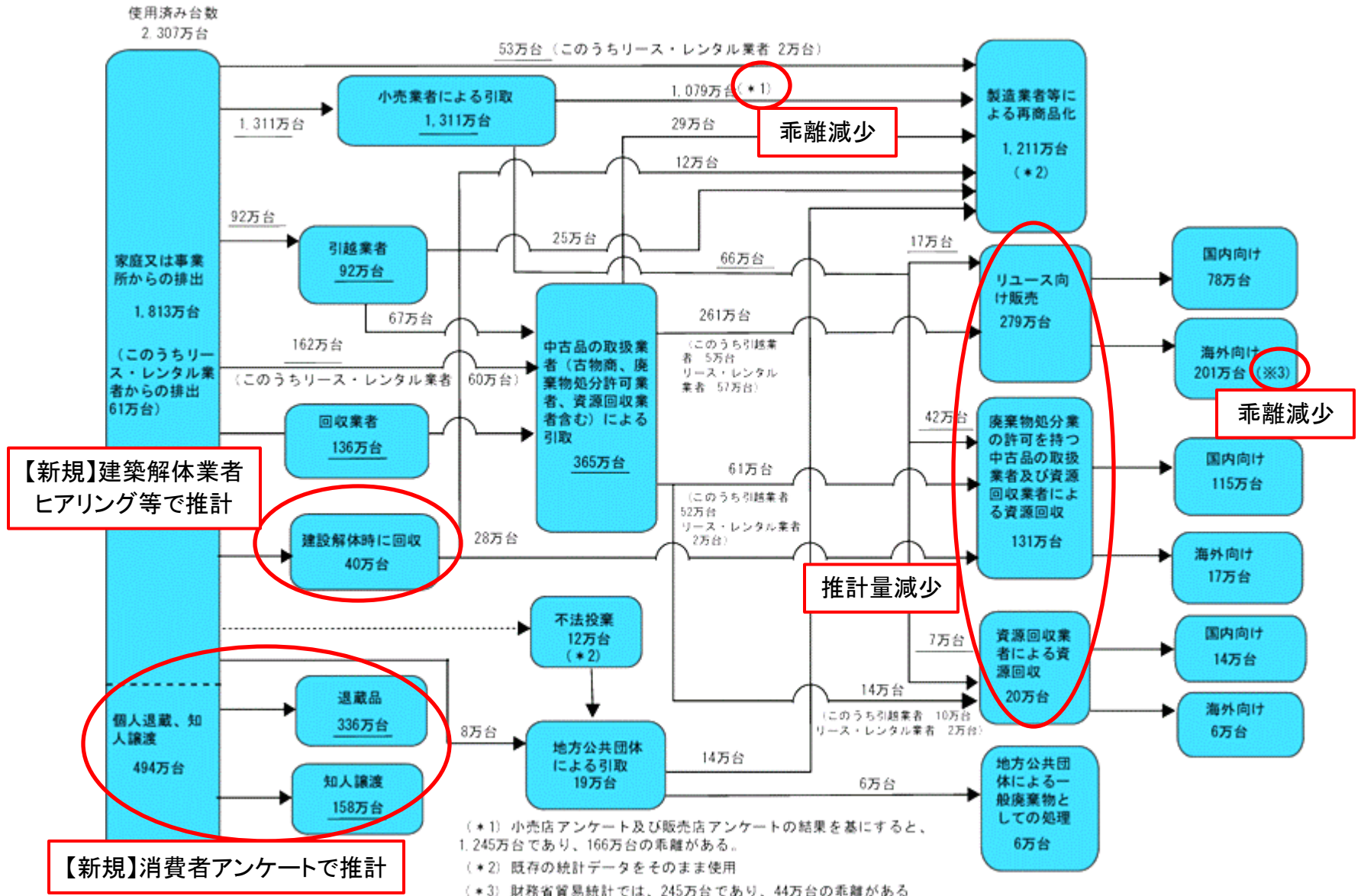


(*2) 家電リサイクル券を貼って製造業者へ引き渡すことに金銭的なメリットは少ないと考えられるため、小売店から廃家電の運搬委託を受けたものと想定した。

(*3) 既存の統計データをそのまま利用。

出典: 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)
 (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合)

(参考2-1)平成20年度に経済産業省が行ったフロー推計結果(4品目合計)



(*1) 小売店アンケート及び販売店アンケートの結果を基にすると、1,245万台であり、166万台の乖離がある。
 (*2) 既存の統計データをそのまま使用
 (*3) 財務省貿易統計では、245万台であり、44万台の乖離がある
 (注1) 下線部分は、本年度調査における小売店アンケート及び販売店アンケートの結果を用いた数値である。
 (注2) 千台以下の台数については、四捨五入している。

(参考2-2)平成20年度に経済産業省が行ったフロー推計方法

■ 以下の推計方法(概要)により把握を実施

①既存統計・調査データの活用

- ・使用済台数、製造業者等による再商品化台数、不法投棄台数、地方公共団体による引取台数

②アンケート調査や既存文献等による推計値の活用(概要) ※ 斜体部: 前回調査(平成18年度)からの変更点

- ・「リース・レンタル」からの引渡台数
: 前回調査以来の大きな事情変更は見当たらない(業界及び業者へのヒアリング)ため、前回アンケートの値を活用。
- ・「**建築解体時**」の引取／引渡台数【追加】
: 建築解体戸数(建築物滅失統計調査: 国土交通省)及び世帯当たり家電4品目所有台数(全国消費実態調査: 総務省)をもとに、建築解体時の残存割合(建築解体業者へのヒアリング)を掛け合わせて、引取台数を推計。
製造業者等又は資源回収業者への引渡割合(建築解体業者へのヒアリング)を掛け合わせて、引渡台数を推計。
- ・排出者から各フローポイントへの引渡台数
: 使用済台数から「リース・レンタルからの排出」及び「**建築解体時に回収**」を除いた台数に、各フローポイントへの排出割合(消費者アンケート: 「**退蔵**」や「**知人への譲渡**」の項目を追加)を掛け合わせて、引渡台数を推計。
- ・「引越業者」及び「中古品の取扱業者」からの引渡台数
: それぞれの引取台数から、各フローポイントへの排出割合(業者へのアンケート)を掛け合わせて、引渡台数を推計。
- ・「小売業者」から各フローポイントへの引渡台数
: 再商品化台数から消費者・引越業者・自治体からの持込みを除いて、製造業者等への引渡台数を推計。
そのほかへの引渡台数は、各フローポイントへの排出割合(業者へのアンケート)を掛け合わせて推計。